

大日本帝國憲法
 第一章 天皇
 第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之
 第一條 統治ス
 第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依
 リ皇男子孫之ヲ繼承ス
 第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス
 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ
 第四條 天皇ハ國ノ條規ニ依リ之ヲ行フ
 第五條 總攬シ此ノ憲法ノ條規ノ協贊ヲ以テ立
 天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立

近代日本と 兵庫のあゆみ

国立公文書館所蔵資料展

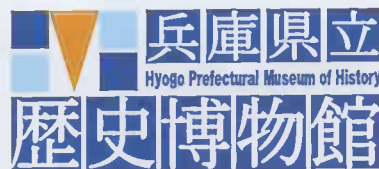
功勞者社表方異申
 武藤山治
 右者二月十日午後九時十分
 於卒去致麻肥全人明治十七年
 卒業後學術研究高浪米明治二十
 外字新聞外國商會等一雇ハ間ニ
 仲度店別支配人トシテ明治二十
 式會社トシテ以テ中心社業發展
 設社トシテ以テ中心社業發展
 設社トシテ以テ中心社業發展



観覧
 無料

平成31年2月9日[土] ▶ 3月17日[日]

- 開館時間** 午前10時から午後5時まで
(入館は午後4時30分まで)
- 開催場所** 兵庫県立歴史博物館兵庫県政150周年記念展示室
兵庫県姫路市本町68番地 TEL: 079-288-9011
- 休館日** 月曜日(祝日の場合は翌日)



主催 独立行政法人国立公文書館 兵庫県立歴史博物館

国立公文書館所蔵資料展

近代日本と 兵庫のあゆみ

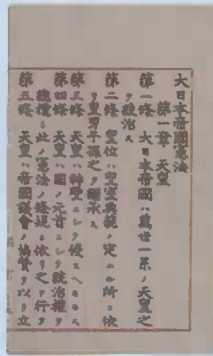
国立公文書館は、国の機関等から移管を受けた歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧、展示、インターネットによる公開等により利用に供しています。このたび、兵庫県立歴史博物館において所蔵資料展を開催します。

本展では、当館の所蔵資料から、明治時代の重要な公文書や兵庫ゆかりの人物に関する資料、兵庫県の成り立ちに関する資料などを、兵庫県立歴史博物館の所蔵資料とあわせて展示し、明治時代の日本と兵庫のあゆみを紹介します。

大日本帝国憲法(複製)

明治22年(1889)2月11日、大日本帝国憲法が公布されました。同憲法のもとでは、天皇が国の元首として位置付けられ、法律の範囲内で、国民に居住の移転・言論の自由などが認められました。また、帝国議会が設けられ、立法権、行政権、司法権の三権分立が定められました。画像は、大日本帝国憲法の公布原本です。

【国立公文書館所蔵】



兵庫県管内全図

明治9年(1876)、全国の府県が3府35県に統合されたことに伴い、兵庫県は摂津・播磨・但馬・丹波・淡路の旧5カ国にまたがるようになり、現在とほぼ同じ領域になりました。画像は、明治12年作成の兵庫県域を描いた地図です。

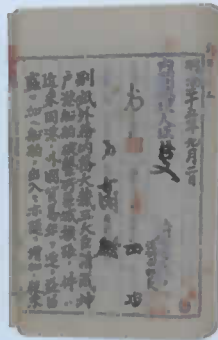
【兵庫県立歴史博物館所蔵】



神戸港船舶碇繋所 区域ヲ拡張ス

開港後、神戸港では貿易が盛んになりました。そのため、次第に港が手狭となり、明治25年(1892)、開港場が拡張されました。画像は、同勅令の公布に関する閣議書です。

【国立公文書館所蔵】



ミュージアムパフォーマンスのお知らせ

所蔵資料展の見どころを企画担当者が解説します。

参加無料、事前申し込み不要

平成31年2月9日(土)午後2時~3時
平成31年3月2日(土)午後2時~3時
※開始時刻までに兵庫県政150周年記念展示室へお集まりください。



アクセス

交通

- JR姫路駅・山陽電車山陽姫路駅前から、神姫バス姫路医療センター経由系統で約8分「姫山公園北・博物館前」下車
- 城周辺観光ループバスで約8分「博物館前」下車

駐車場

- 博物館には駐車場がありません。有料駐車場「姫路市宮城の北、姫山駐車場」をご利用ください。
- 大型バスでこま館の場合は、事前に当館へご連絡ください。